

工事証明書は、工事施工者が工事完了後に発行する工事を行ったことを証明する書類です。  
 工事完了後のポイント発行・交換申請 および 完了報告の際に提出が必要です。  
 (工事完了前ポイント発行申請の際には、「建築内容証明書(工事完了前ポイント発行申請)」の提出が必要です。)

- 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません。)

1 証明書を発行した日を記入してください。

4 この証明書の対象となる新築住宅の所在地を記入してください。

- ※ 住所は省略せずに記入してください。
- ※ 共同住宅等の場合は、マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。

5 「建築基準法に基づく検査済証」に記載されている「確認済証番号」を記入してください。

7 工事請負契約を締結した日を記入してください。

- 【新築タイプ/分譲事業者予約タイプ】
- ※ 平成26年12月27日～平成27年11月30日に締結した工事請負契約(建築着工前の変更契約可)を締結したものがポイント発行対象となります。
- ※ 着工前に変更契約を行った場合、変更契約の締結日を記入してください。
- 【完成済購入タイプ】
- ※ 記入不要です。

8 建築着工日を記入してください。

- ※ 根切り工事または基礎杭打ち工事に着手した日付を記入。
- 【新築タイプ/分譲事業者予約タイプ】
- ※ 平成26年12月27日～平成28年3月31日に建築着工したものがポイント発行対象となります。
- 【完成済購入タイプ】
- ※ 必ず記入してください。

10 対象となる住宅が満たしている省エネ性能のいずれかにチェックしてください。

- ※ 複数の性能を満たしている場合は、いずれか1つにチェックしてください。
- ※ 完了報告時は、工事完了前ポイント発行申請と同じ性能をチェックしてください。ポイント発行申請時の性能を満たさない場合は、事務局にご連絡ください。

【完了報告時は記入不要】

11 12 で選択した省エネ性能を証明する書類にチェックしてください。

省エネ住宅ポイント (指定)

**新築** **工事証明書(新築用)**

省エネ住宅ポイント事務局 宛 ※工事完了後の申請または完了報告の際に提出してください。

以下のとおり、省エネ住宅ポイントの対象となる住宅の建築工事を行ったことを証明します。

1 平成 27 年 8 月 20 日

建築工事の請負者 建設業許可  国土交通大臣 (建22) 第 ( 43XX ) 号

事業者名 株式会社 住宅工務店 株式会社 住宅工務店

代表者名 住宅 建夫

所在地 〒100-000× 東京都中央区〇〇町10-10 第三ビル 101

建設業免許  国土交通大臣 ( ) 第 ( ) 号

事業者名

代表者名

所在地 〒

建築工事の発注者 注文住宅の場合は以下をチェックし、記入不要

注文住宅であること

宅建業免許  国土交通大臣 ( ) 第 ( ) 号

事業者名

代表者名

所在地 〒

対象となる住宅の所在地 〒 210 - 000× 神奈川県 川崎 区 〇〇区△△町 1203-1

建築確認番号 第 123〇× 号

住宅の種類  戸建住宅  共同住宅等 階数( )

工事請負契約の締結日 平成 27 年 2 月 1 日 ※完成済購入タイプの場合は記入不要 ※平成26年12月27日から平成27年11月30日までの日付であること(建築着工前の変更契約は可)

建築着工日 平成 27 年 5 月 1 日 工事完了日 平成 27 年 8 月 10 日

住宅の省エネ性能  ① トップランナー基準相当  ② 一次エネルギー消費量等級5

いづれか1つを選択  ③ 一次エネルギー消費量等級4  ④ 断熱等性能等級4 (平成25年基準相当)  ⑤ 省エネルギー対策等級4 (平成11年基準相当)

添付する証明書類を選択してください。(完了報告提出時はおよび添付は不要。)

書類名	住宅の省エネ性能				
	①	②	③	④	⑤
省エネ住宅ポイント対象住宅証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住宅事業建築主基準に係る適合証 または 住宅省エネラベルの適合証	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
フラット35S適合証明書	金利Aプラン <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設計住宅性能評価書 または 建設住宅性能評価書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証 または 低炭素建築物新築等計画認定通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 または 長期優良住宅建築等計画認定通知書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

省エネ性能を証明する書類 (省エネ対象住宅証明書等)

国からの補助金(長期優良住宅やゼロ・エネルギー住宅への補助など)を受けて新築している場合、原則として併用はできません。本証明書の発行に際してはご注意ください。

検査済証で新築であることが確認できない場合、追加書類の提出が必要です。詳しくは、事務局ホームページの「よくある質問の【新築】対象住宅」をご確認ください。

平成27年7月版

2 証明書を作成する建築工事の請負者が自身の情報を記入し、押印してください。

- ※ 建設業許可を有しない事業者は、[建設業許可]は記入不要です。
- ※ 個人事業主の場合は、個人印を押印してください。
- ※ [代表者名]は、工事請負契約の当事者を記入してください。(支店長等であれば、その支店長等の記名で可。)
- ※ JVや共同請負等、共同で契約する場合は、代表となる建築工事の請負者の情報のみを記入・押印してください。
- ※ 自社で主要な工事を行う建築(いわゆる自社施工)や分離発注等の場合の記入方法は、「申請の手引き 工事施工者・販売事業者向け(新築)」に詳しく記載しています。

【分譲住宅の場合のみ記入】

3 証明書を作成する建築工事の発注者が自身の情報を記入・押印してください。

- ※ 宅建業免許を有しない事業者は、「宅建業免許」は記入不要です。
  - ※ [代表者名]は、工事請負契約の当事者を記入。(支店長等であれば、その支店長等の記名・押印で可。)
  - ※ 個人事業主の場合は、個人印を押印してください。
  - ※ 注文住宅の場合は記入不要です。
  - ※ JV等、共同で発注する場合は、代表となる建築工事の発注者の情報のみを記入・押印してください。
- ⚠ 注文住宅の場合は[注文住宅であること]にチェックしてください。

6 該当するいずれかにチェックしてください。

- ※ 住宅以外の用途に供する部分を有しない戸建住宅については、[戸建住宅]にチェックしてください。
- ※ 共同住宅、長屋、店舗併用住宅など、戸建住宅以外の住宅については、[共同住宅等]にチェックし、住宅の階数を必ず記入してください。

9 工事完了日を記入してください。

- ※ 検査済証の発行日を記入。
- 【新築タイプ/分譲事業者予約タイプ】
- ※ 平成27年2月3日以降に工事完了したものがポイント発行対象となります。
- 【完成済購入タイプ】
- ※ 平成26年12月26日までに工事完了したものがポイントの発行対象となります。

⚠ 国からの補助金(長期優良住宅やゼロ・エネルギー住宅への補助など)を受けて新築している場合、原則として併用はできません。本証明書の発行に際してはご注意ください。

⚠ 検査済証で新築であることが確認できない場合、追加書類の提出が必要です。詳しくは、事務局ホームページの「よくある質問の【新築】対象住宅」をご確認ください。